

令和2年度 長野市の保育所等保育料（利用者負担）について

令和元年5月27日
こども未来部 保育・幼稚園課

1 保育料（利用者負担）の決定について

本市の保育所等保育料の決定に当たっては、法令上、長野市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）からの答申は必要とされていませんが、昭和50年度から審議会の答申を踏まえて、保育料を決定しています。

2 教育・保育に要する経費と保育料（利用者負担）について

保育所等の運営に要する費用（人件費・管理費・事業費）は、公費（国・県・市）と保護者で負担することになっており、保護者は、政令で定める額（保育料基準）を限度として市町村が設定した保育料を所得に応じて負担します。

なお、本市では、子育て世帯の経済的負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

3 これまでの審議会における保育料（利用者負担）の改定内容について

- (1) 平成26年度までの旧制度における保育所保育料については、税制改正への対応など、国基準の改定等に合せて、新たな所得階層区分の新設や料金の改定を行ってきました。
- (2) 平成26年度の審議会では、平成27年4月スタートの「子ども・子育て支援新制度」における保育所等保育料として、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」に係るそれぞれの料金を設定しました。併せて、幼稚園保育料については、これまでの幼稚園就園奨励費補助による保護者の実費負担分を新たに保育料として設定しました。また、保育所等保育料の所得階層区分の算定根拠を国基準の変更に合わせて、所得税額等から市町村民税所得割課税額等に変更しました。
- (3) 平成27年度以降の審議会では、多子世帯等の保育所保育料を軽減するため、年収約360万円未満相当の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃するなど、各年度における国の幼児教育の段階的な無償化に向けた取組に合わせて、軽減することを答申いただき決定しました。
- (4) 平成30年度の審議会では、2019年4月から9月までの保育所等保育料は据置きとし、10月以降については、3歳から5歳までの全ての子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業及び企業主導型保育事業の保育料と0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちに係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の保育料を無償化することとする答申をいただきました。

なお、保育所等における給食の提供も教育・保育の一環であることから、今般の無償化の対象とはならない食材料費について、国の水準を上回る負担軽減を図るよう努めること及び認可保育所や認定こども園に希望しても利用できず、やむを得ず認可外保育施設を利用する児童ができるだけ発生しないよう努めるよう付帯意見をいただいております。

4 令和2年度の保育料（利用者負担）について

国の動向を注視し、本市における来年度の保育所等保育料について検討をお願いします。本年度の保育所等保育料の基準額表は別紙のとおりです。

令和元年度（4月から9月まで）保育料基準額表 単位：円

資料No 1 - 1

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	3,000	0	0
C	77,100円以下の世帯	10,100	5,050	0
E	211,201円以上の世帯	25,700	12,850	0

年多
子
制
限
な
し
ト

多
子
制
限
有
り
(小
学
校
3
年
生
以
下)

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定 義	保育料(月額)																	
		3歳以上児						3歳未満児											
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間								
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降						
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		7,600	3,800	0	7,600	3,800	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	
D1		48,600円以上 60,000円未満	11,900	5,950	0	11,700	5,850	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	14,000	7,000	0		
D2		60,000円以上 76,000円未満	16,800	8,400	0	16,500	8,250	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	19,100	9,550	0		
D3		76,000円以上 97,000円未満	21,700	10,850	0	21,300	10,650	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	24,100	12,050	0		
D4		97,000円以上 123,000円未満	25,200	12,600	0	24,800	12,400	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	31,000	15,500	0		
D5		123,000円以上 148,000円未満	26,100	13,050	0	25,700	12,850	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	39,800	19,900	0		
D6		148,000円以上 169,000円未満	26,600	13,300	0	26,200	13,100	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	43,300	21,650	0		
D7		169,000円以上 219,000円未満	27,200	13,600	0	26,700	13,350	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	49,700	24,850	0		
D8		219,000円以上 265,000円未満	28,700	14,350	0	28,200	14,100	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	52,700	26,350	0		
D9		265,000円以上 301,000円未満	29,600	14,800	0	29,100	14,550	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	53,600	26,800	0		
D10		301,000円以上 397,000円未満	30,700	15,350	0	30,200	15,100	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	54,700	27,350	0		
D11	397,000円以上	31,800	15,900	0	31,300	15,650	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	55,700	27,850	0			

年多
子
制
限
な
し
ト

多
子
制
限
有
り
(小
学
校
就
学
前)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0
C	所得割課税額 77,100円以下の世帯	3,000	0	0

年多
子
制
限
な
し
ト

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定 義	保育料(月額)																
		3歳以上児						3歳未満児										
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間							
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降					
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C 所得割課税額 の一部	77,100円以下の世帯	48,600円未満		1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0
		48,600円以上 60,000円未満	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	
		60,000円以上 76,000円未満	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	
		76,000円以上 77,100円以下	1,200	0	0	1,200	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	

年多
子
制
限
な
し
ト

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 1 対 象 保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 2 軽 減 額 ① 3歳未満児で、市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 上記①以外のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。

令和元年度（10月から3月まで）保育料基準額表 単位：円

資料No 1 - 2

表1 1号認定（幼稚園、認定こども園）

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		A	生活保護世帯	0
B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0	0
C	77,100円以下の世帯	0	0	0
		0	0	0
D	211,200円以下の世帯	0	0	0
E	211,201円以上の世帯	0	0	0

年多
年齢
制限
なし

多
子
カ
ウ
ン
ト
3
年
生
以
下
有
り

表3 2号・3号認定（保育園、認定こども園、地域型保育事業）

階層区分	定義	保育料(月額)																		
		3歳以上児						3歳未満児												
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間									
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降							
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	9,900	4,950	0	9,900	4,950	0	0	0	0	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満		0	0	0	0	0	0	14,200	7,100	0	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満		0	0	0	0	0	0	19,400	9,700	0	19,100	9,550	0	0	0	0	0	0
D3		76,000円以上 97,000円未満		0	0	0	0	0	0	24,500	12,250	0	24,100	12,050	0	0	0	0	0	0
D4		97,000円以上 123,000円未満		0	0	0	0	0	0	31,500	15,750	0	31,000	15,500	0	0	0	0	0	0
D5		123,000円以上 148,000円未満		0	0	0	0	0	0	40,500	20,250	0	39,800	19,900	0	0	0	0	0	0
D6		148,000円以上 169,000円未満		0	0	0	0	0	0	44,000	22,000	0	43,300	21,650	0	0	0	0	0	0
D7		169,000円以上 219,000円未満		0	0	0	0	0	0	50,500	25,250	0	49,700	24,850	0	0	0	0	0	0
D8		219,000円以上 265,000円未満		0	0	0	0	0	0	53,600	26,800	0	52,700	26,350	0	0	0	0	0	0
D9		265,000円以上 301,000円未満		0	0	0	0	0	0	54,500	27,250	0	53,600	26,800	0	0	0	0	0	0
D10		301,000円以上 397,000円未満		0	0	0	0	0	0	55,600	27,800	0	54,700	27,350	0	0	0	0	0	0
D11	397,000円以上		0	0	0	0	0	0	56,700	28,350	0	55,700	27,850	0	0	0	0	0	0	

年多
年齢
制限
なし

多
子
カ
ウ
ン
ト
年
齢
制
限
有
り
(小
学
校
就
学
前)

表2 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)		
		1人目	2人目	3人目以降
		B	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む)	0
C	所得割課税額 77,100円以下の世帯	0	0	0

年多
年齢
制限
なし

表4 ひとり親世帯等の保育料(市民税額77,100円以下の場合)

階層区分	定義	保育料(月額)																	
		3歳以上児						3歳未満児											
		保育標準時間			保育短時間			保育標準時間			保育短時間								
		1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降						
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
C	所得割課税額 一部	48,600円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0
D1		48,600円以上 60,000円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0
D2		60,000円以上 76,000円未満		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0
D3の一部		76,000円以上 77,100円以下		0	0	0	0	0	0	1,800	0	0	1,800	0	0	0	0	0	0

年多
年齢
制限
なし

※ひとり親世帯等には、在宅障害児(者)と同居の世帯を含みます。
 ※市民税額77,101円以上のひとり親世帯等の保育料は、表1、表3にある階層区分によります。
 ※保育料は、年度当初の年齢により決定しますので、年度の途中で年齢が変わることによる変更はありません。
 ※地域型保育事業には、小規模保育事業や事業所内保育事業などがあります。

長野市多子世帯保育料軽減制度について

- 対象 保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業に在園している第3子以降のお子さん
- 軽減額 ① 3歳未満児で、市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯のお子さん：保育料全額が軽減となり、無料となります。
 ② 上記①以外のお子さん：月額最高6,000円の軽減となります。
 ※入退園日が月途中の場合、当該月は軽減の対象になりません。